

別記様式

被 処 分 者	認定又は届出証明書の番号	静岡県公安委員会 第49000789号
	氏 名 又 は 名 称	AVEILE Road Security株式会社
	代 表 者 の 氏 名	高橋 一将
	主たる営業所の所在地	静岡市葵区片羽町61番地16
	処分に係る営業所の名称 及び所在地	AVEILE Road Security株式会社 静岡市葵区片羽町61番地16
処 分 の 年 月 日		令和7年8月8日
処 分 の 内 容		停止（1月）
処分理由・根拠法令		<処分理由> 被処分法人は、警備業務を営むものであるが、 1 指導教育責任者を選任していなかった 2 警備員名簿及び教育実施簿に虚偽の記載を し、警備員名簿を一部作成しなかった もの。 <根拠法令> 警備業法第22条第1項 同法 第45条
処分を行った公安委員会		静岡県公安委員会